



おトクに手に入れよう!! マイナンバーカード



国においては、令和4年度末までにほぼすべての国民へのマイナンバーカード普及を目標としており、本村のマイナンバーカード交付率は11月6日時点で40.76% (県平均51.17%) です。現在、マイナンバーカードを取得すると村の商品券 (5,000円分) とマイナポイント (最大20,000円分) を合わせて**最大25,000円分**を獲得することができます。

■まだお持ちでないあなたの申請をお手伝い!

マイナンバーカードをまだ申請していない人や、これから申請を考えている人を対象に休日受付を12月11日(日)および12月17日(土)の2日間、住民福祉課窓口にて実施します。受付時間は午前8時30分から午後5時までです。

※マイナンバー(新規申請および受取)以外の手続き(住民票の発行など)はおこないません。

■商品券の配布など

- 村では令和4年12月28日(水)までにマイナンバーカードを申請して、令和5年1月25日(水)までにカードの受け取りをした人を対象に5,000円分の商品券を配布します。既にカードを取得済みの人については順次商品券を簡易書留にて郵送しますので、今しばらくお待ちください。
- 商品券の使用期間は**令和5年1月31日(火)まで**です。期間後の利用や換金などはお受けできませんので必ず期間内にご利用ください。
- 使えるお店(追加対象店舗有、随時ホームページにて更新)について、村ホームページまたは住民福祉課窓口にて「使えるお店一覧表」を用意していますのでご確認ください。なお、商品券の使用可能店舗には用紙(右イメージ参照)が貼ってありますので、あわせてご確認ください。



マイナンバー商品券イメージ



利用可能店舗掲載用紙イメージ



村HP
商品券利用可能店舗

■マイナポイントの取得支援

- 最大20,000円分のマイナポイントを受け取るために必要な**マイナンバーカードの申請期限は12月末まで**です(年末までにカードを申請し、翌年2月中にカードを取得すれば、ポイントの申し込みは2月末まで可能)。
- ※役場窓口は12月29日(木)から翌年1月3日(火)まで閉庁します。
※年内にカードを申請しても、顔写真の規格や背景などの不備により、申請が通らない場合がありますので、早めの申請をお願いします。
- 住民福祉課窓口前にてマイナポイントの取得支援をおこなっています。

※受付時間は開庁日の午前9時から正午、午後1時から4時まで



マイナポイント
申請方法

〈問い合わせ〉住民福祉課 TEL0967 (67) 2702